12　第十項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第六十六条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第四十四条第七項中「利用者」を「当該介護支援専門員は、利用者」に、「前項」を「第六項」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。

8　第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9　第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

第四十五条第一項中「施設等の職務」の下に「若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「指定認知症対応型共同生活介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、「三年以上」を「三年以上」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文及び指定地域密着型サービス基準第百七十二条第一項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

第四十六条中「指定認知症対応型共同生活介護事業所」の下に「、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第四十七条第一項中「以下同じ」を「以下この章において同じ」に改め、「二十五人」の下に「（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「以下同じ」を「以下この章において同じ」に改め、同項第一号中「十五人」の下に「（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）」を加え、同項第二号中「九人」の下に「（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、六人）」を加える。

第四十八条第二項第二号ニ中「居間は」を削り、「ものであれば」を「居間については」に、「含めて差し支えないものとする」を「含めることができる」に改める。

第四十九条中「、介護支援専門員」の下に「（第四十四条第十二項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第六十六条において同じ。）」を加える。

第六十一条第二項中「公表するものとする」を「公表しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

5　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

第六十六条第三号中「介護支援専門員」の下に「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）」を加え、同条第四号から第六号まで中「介護支援専門員」を「介護支援専門員等」に改め、同条第十一号中「続いてはならない」を「続くものであってはならない」に改め、同条第十二号中「登録者が」を「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が」に改め、同条第十三号及び第十四号中「介護支援専門員」を「介護支援専門員等」に改める。

第七十条第一項中「第四項において同じ。」を削り、同条中第四項を削り、第五項を同条第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十二条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号を削る。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第十三条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の二を第一条の六の三とし、第一条の六の次に次の一条を加える。

（法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービス）

第一条の六の二　法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスのうち小規模多機能型居宅介護に係るものとする。